

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により当市内に居住する者等は本公告の日から4月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

平成24年8月15日

新潟市長 篠田 昭

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 黒埼ショッピングパーク

所在地 新潟県新潟市西区山田字中道上の東36-1外

設置者 株式会社 興和

株式会社 アルペン

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前)・(仮称) 西区山田ショッピングセンター

(変更後)・黒埼ショッピングパーク

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

(変更前)・株式会社 原信

新潟県長岡市中興野18番地2

・株式会社 アルペン

愛知県名古屋市中区丸の内2丁目9番40号

(変更後)・株式会社 原信

新潟県長岡市中興野18番地2

・株式会社 アルペン

愛知県名古屋市中区丸の内2丁目9番40号

・株式会社 星光堂薬局

新潟県新潟市西区小針1丁目17番23号

3 変更年月日

平成24年6月20日

4 変更の理由

- ・仮称であった店舗の名称が正式に決定したため。
- ・未定であった小売業者が確定したため。

5 届出年月日

平成24年7月30日

6 縦覧場所

新潟市経済・国際部商業振興課及び新潟市西区役所農政商工課

7 縦覧期間

平成24年8月15日から平成24年12月25日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問い合わせ先

商業振興課商業振興係

電話 025-226-1633

Eメール shogyo@city.niigata.lg.jp